

1. 直接契約を可能とする背景事情

農協の組合員は、所属する農協を通じて自身の生産物の販売を委託する事が通常ではあるが、農協法第 10 条において、連合会（ここでは中販連を指す）にとって組合員とは、その連合会を直接又は間接に構成する者と解釈がなされている。中販連の定款では、第 2 章（事業）第 7 条において、「この会は、会員又は会員の組合員のために次の事業を行う。(1)会員（会員の会員及び会員を直接又は間接に構成する組合員を含む）の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売」と定めており、直接契約を行う事ができないとか拒否する理由といった定めは存在しない。今まで、直接契約というものについては、あり得ないという前提のもとで整理が行われて来なかったという事であろうと思われる。

また、平成 30 年度から施行された改正畜安法において、中販連は補助金としての補給金並びに集送乳調整金を扱う指定団体（第一号対象事業者）としての国からの指定を受けているが、その認可の一つの条件として委託者（農協団体や個人を指す）からの生乳販売の申し出を正当な理由なく拒まない旨の定款等を定めていなければならないとされている上、正当な理由なく申し出を拒んだ場合には指定を解除する事も定められている。更に、農林水産省は、令和 3 年 2 月 9 日に発出した生産局長通知においても、合理化の一端として指定団体が生産者と生乳受託販売契約の直接契約に当たって必要となる規程や組織間の役割分担の整備を行った上で実施することとの例示がされており、指定団体を核とした広域農協化等への移行に向けて更なる合理化を推進する内容となっている。

加えて、公正取引委員会が定めた「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針」には、趣旨の中で「農業者による加入・脱退が自由であることはもちろん、組合員が農薬、肥料、飼料、農業機械等の生産資材を購入したり、組合員が生産した農畜産物を出荷したりする際に農業協同組合の事業を利用するか否かは組合員の自由意思に委ねられている。」と記載されていて、生乳の販売事業に限っても組合の事業を利用するかどうかは組合員の意思によるものという解釈である。

2. 中国地域内の生乳共販体制とその重要性について

中国管内では、平成 22 年度より販売乳代金並びに販売経費等を域内生産量で案分するプール乳価制度（共販体制）に移行し、令和 2 年度からは統一乳代精算システムの導入に伴って統一乳質評価テーブルを導入するなど県間格差の解消と合理化に努めてきた。これら共販体制の開始にあたっては、会員の行っていた乳量集計・配乳調整や乳業各社との取引交渉も中販連が窓口となって一元的に販売事業を行う体制を整え、会員負担の軽減を行いながら団結による乳価交渉力を発揮するため全会員相互理解の下に進めてきたところである。

但し、乳質指導等の地域生産者に対する直接的な事業を行う体制は地域会員が行う事として役割分担し運営してきており、中販連の行う販売事業体制と会員の行う指導関連業務体制等が一体となって生乳の共販体制が構築され機能発揮している状況にある。そのため、現在の運営体制というも

のが現状の酪農家戸数や生産乳量に対して合理的に運営されており、中国地域内のすみずみまで酪農産業を支える現行体制というものは、非常に重要であり崩れてはならないものとの認識にある。

3. 中販連と生産者が直接契約できる体制整備について

中販連には、生産者と直接契約が行える体制が整備されていなかったことから、令和3年度中において農林水産省からの指導も仰ぎながら、体制整備するための協議を全国を交えて行いつつ、契約のルールや条件といったものを検討してきたところ。最終的に令和3年10月1日開催の生乳受託販売委員会並びにその後開催した理事会において、直接契約を希望する生産者が所属する会員へ指導関連業務等を業務委託する事をセットとした直接契約の契約例並びに業務委託契約例を決定した。内容は、それぞれの会員では指導関連業務等を行うための手数料が総会で定められており、会員と業務委託契約を交わすためにはその手数料相当での業務委託契約が前提となることから、直接契約を希望する生産者には、当該地域会員に対して支払う業務委託費相当の委託手数料を負担頂く事となっている。

※契約内容については、リンク先 PDF ファイルを参照しご確認ください。また、直接契約に関してのQ&Aも作成しておりますので参照してください。

4. 員外利用者への対応について

農協の組合員ではない生乳出荷者（公共機関等を除く）からの直接委託も行えるよう員外利用契約例並びに当該地域会員との業務委託契約例も併せて決定した。

※員外の契約内容については、リンク先 PDF ファイルを参照しご確認ください。

5. 更なる合理化に向けて

国の推進する1県1団体化については、中国地域においては、早くからほぼ達成されており、他地域の多層構造となっている連合会体制と比較した場合には、組織運営コスト面においても合理化されている状況にある。将来予測される戸数減少や乳量減少に対応した組織のスリム化又は組織統合等の議論については、今後の検討課題として引続き行うこととしている。